

せたな町総合計画庁内策定委員会設置要綱

平成18年6月1日
せたな町訓令第38号

(設置)

第1条 せたな町総合計画(以下「総合計画」という。)を総合的かつ円滑に策定するため、せたな町総合計画庁内策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想及び基本計画の素案の策定に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の策定に係る総合的な調整に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は助役を、副委員長は教育長及び総合支所長をもって充て、委員は課長、室長、参事、所長、事務長、事務局長、書記長及び消防署長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(職員の協力)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係職員等に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に専門的事項を担当させるために専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営等について必要な事項は、町長が別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、政策調整課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。